

令和 8 年

議会運営委員会記録

令和 8 年 7 月 7 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和8年7月7日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午後 3時12分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	伊 藤 妙 子 議員
委 員	内 田 あ や 議員	委 員	菅 原 満 議員
委 員	鎌 田 泰 春 議員	議 長	小 嶋 智 子 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	金 井 宏 之
議事課統括主査	須 田 直 樹	主 任	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について
- ・和光市議会議員政治倫理条例の見直し
 - ・一般質問

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長及び松永靖恵議員、吉田活世議員に出席を求めていますことを報告いたします。

なお、吉田活世議員については、体調不良で欠席との連絡を受けております。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、項目31番、和光市議会議員政治倫理条例の見直しについてです。

内田議員にまとめていただいた、和光市議会議員政治倫理条例調整案に対する会派修正案まとめを基に、御意見をいただきたいと思います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 まずは、内田委員、まとめていただきありがとうございます。

緑風会といたしましては、この修正案でほとんどいいと思っておりますけれども、第4条の地縁団体を、やはりこれは地域団体としたいところです。

あと、第7条の100名を50名以上ということで、緑風会からは以上のところだけを指摘させていただき、あとはまとめていただいたこの内容でいいということでもあります。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

内田委員。

○内田あや委員 皆様から出していただいたものをまとめさせていただきまして、ちょっと一部もし認識に相違がございましたら、この場で御訂正をいただきたいと思います。

1点、第12条のところに関しては、新しい風・希望が修正案を2案出していただいています、ここの部分については、恐らく御説明、補足等をいただいたほうがいいのかなと感じておりましたがいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 新しい風・希望から出した第12条ではなく第13条、議員の協力義務ということで、一案でその他正当な理由があるときはこれを拒むことができるということではなく、きちんとそれについて書き記した内容になっております。きちんと具体的に規定をするという内容にしております。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 追加で、今日まとめてもらっている会派修正案の取りまとめ、大変なところまとめていただいております。ただ、新しい風・希望から出している第13条では、単に正当な理由があるときはこれを拒むことができるというふうにするか、誠実に協力しなければならないということで第1項を定め、第2項で第1号から第5号まで定めて、具体的にどのような状態であれば出席しなくてよいかというのを第3項、第4項、第5項でそれぞれ、またさらに定めているという内容を追加で提出しています。

○吉田武司委員長 新しい風・希望の修正案で出てきた第13条のところで、なんか一つは一個でまとまっているんですけども、またその下に、議員の協力義務というところで第13条の第2項が（5）までで、第3項と第4項になっているんですよ。

菅原委員。

○菅原満委員 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項で、第2項は、1号、2号、3号、4号、5号で定めてあるのを加筆修正で追っかけて出してあります。

○吉田武司委員長 第3項、第4項もなっているんですよ。

菅原委員。

○菅原満委員 今日頂いている、この会派修正案まとめというのがまとめていただいた内容です。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 ただいま元データのほうを拝見しましたところ、御指摘のとおり、第13条に関しては第2項から第4項までを追加するような形になっていると理解いたしました。

ただ、注釈のところに上段の案、下段の案2案を提示するというような記載があったので、ちょっとここの部分が私は分からず、一旦このような形にしたんですが、認識に相違があるのであれば、進行の観点で、前回の配付から本日までの間に、できればお申出をいただきましたかと。当方が転記をもし間違えているということであれば、申し訳ございませんでした。改めて元のところで御提示いただいた内容をこの場で御説明いただくのがよいかと思います。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前 9時39分 休憩）

再開します。（午前 9時44分 再開）

今新しい風・希望から新たに条文が提出されましたので、それについて説明をお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 繰り返しになりますけれども、第13条については、倫理審査会の求めに応じ、審査に必要な範囲において資料を提出し、また出席して説明するよう誠実に協力しなければならないとありますけれども、第2項以降で、それに対して拒むことができる。そのための説明をするということで、これはほかの地方自治法関係と並べて、そちらのほうと均衡が取れるような形で、第1項から第4項までを書いたほうがよろしいのではないのでしょうかということで提案しているものです。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 ありがとうございます。反映が一部し切れていなかったとのことで申し訳ございませんでした。

和光・まちづくり市民の会としましては、一部取下げをした部分もございます。各項について議論する際に、細かく各会派で意見が割れている部分に関しては意見を述べさせていただきたいと思っております。

具体的に取り下げをさせていただいた項目としては、第4条のところですか。ハラスメント条項、以下のところに関しまして、別で検討していくということでございましたので、当会派としては取り下げをしました。ただ、ここは掲載すべきだというような御意見もありましたので、そこは協議をさせていただきたいというふうに考えています。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 無所属の会・維新としましては、第4条のところで、地域団体から地縁団体に修正して出させていただいた形になりますが、緑風会からは、地域団体のほうがいいのではないかという御意見もいただいているかと思います。私も、公益の目的である部分については、本来であれば、そういったしっかりと地域を守るための活動というのは、切り分けてできるようにしていくべきと思っていますので、本来であればこの規定がなくてもできるはずなんですけれども、ある程度しっかりと、市民の目から見てもできるというのが明らかになったほうがいいと思っていますので、地域団体という広い形のほうがいいとは思ってはいます。ただ、どこまでを地域団体とするとか、そういったところのテーマで、また議論があるかと思いますので、そこはまた、第4条のところでお話できればなというふうに思っています。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 内田委員、整理していただきありがとうございます。

公明党会派としましては、皆さんと同じなのが、第4条のハラスメントと、SNS等という(5)(6)のところ、かなり会派で検討したんですけれども、第三者機関の専門機関にこれは判断していただくことでもあるので、議員間で、ハラスメント等について判定とかをするのは難しいですけれども、やはりこのハラスメントとSNS等の問題は、最近課題として挙げられることもあるので、あえて入れたほうがいいのではないかと提出させていただきました。

あとは、第8条の2については、5名以内ということで、5名以内であれば3名にもできるので、5名以内というふうに出させていただきました。あとは、また後ほど議論していただくことになると思うんですけれども、第7条の500分の1というところで、人口が多少やはり変わってくるということもあって、その割合でというふうに出させていただきました。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

それでは、第1条から進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

第1条について、まとめていただいた修正案を見ながら進めていきたいと思いますが、何か御意見ございますでしょうか。

ここで委員外議員から発言を求められておりますので、委員長として許可します。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 すみません、第1条なんですけれども、これは調整案と会派修正案のどちらを見ていきながらやるんですか。

○吉田武司委員長 修正案のほうです。

内田委員。

○内田あや委員 当会派としましては、新しい風・希望の再修正も含めて、本案で賛成でございます。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 新しい風・希望のまとめていただいた内容でよろしいかと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 こちらの修正していただいた内容でいいと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々の会派も大丈夫です。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、この修正案でいいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、第1条についてはこの修正案でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、第2条についてお願いいたします。

内田委員。

○内田あや委員 当会派といたしましては本案で賛同いたします。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 まとめていただいたものでよろしいかと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員から。

○鎌田泰春委員 我々の会派といたしましても、まとめていただいた案で大丈夫です。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 当会派も、まとめていただいた内容で大丈夫です。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としてもこの修正案でいいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、第2条については、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、第3条についてお願いいたします。

内田委員。

○内田あや委員 ここに関して、まとめていただいた立場でちょっとお願いがあるんですけども、緑風会が、第3項、第4項を第2項にまとめるという記載をしていただいております。ここに関して何かコメントがあれば、いただけたらと思っております。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、現行を重視して、この修正案で追加されたことによって、これは削除したほうが良いという判断で提案をさせていただきました。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々の会派としては、この内容で問題ないかと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 第3条についてはこれでいいと思います。

誓約となっていたところを、誓約書と提案させていただいたのは、これは誓約書の提出の内容を指しているのです、そのほうが適切ではないかということで提案もさせていただいておりますが、まとめていただいたもので結構です。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 当会派としましても、まとめていただいた内容でいいと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 第3条、第4条の調整案の部分、公明党と新しい風・希望のところの調整で加えていただいた部分だというふうに理解しております。2つの会派のところが問題ないのであれば、当会派も修正案で賛同いたします。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としてもこの内容でいいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、第3条については、この修正案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、第4条についてお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 幾つかあるんですけども、まず1点目としては、第4条（1）、議員は、市民全体の利益を優先し、その地位または職務に伴う影響力を利用して、自己または第三者の利益を不当に図る行為をしてはならないこととありますが、具体的にこれがどのような行為を指すのかが少し不明でありました。もう少し書き方としても明確に分かるような記載でないと、審査会としても判断しにくいと思います。

先ほど地縁団体のところはお話したので割愛しますが、（2）のところについては、調整案の（3）が修正案の（2）に相当するんですけども、こちらも現状のほうがより明確な記載になっているかと思います。なので、違反をしたことが明確に分かる記載のほうがよろしいのではないかというふうに思います。（3）も同様です。

加えて、先ほど公明党からハラスメントの部分とかもあったかと思うんですけども、当初我々がハラスメントを除いた経緯としましては、ハラスメント行為を政治倫理審査会で審査するのが非常に困難であるという点です。本来ハラスメントというのは、ちゃんと双方の意見を聞いて、関係機関が行うという立てつけでなければ、正しいハラスメントの認定というのはできないのではないかと思います。

本来この政治倫理審査会というのは、政治における腐敗とか不正を取り締まるための条例でするので、ハラスメントをチェックする機能であったり、審査する機能というのを持たせるのは困難ではないかなというふうに思います。

○吉田武司委員長 今の点について皆さん御意見ありませんか。

内田委員。

○内田あや委員 今の部分についてではなくて恐縮なんですけれども、この資料をあえて（1）から線を入れて分けさせていただいてまして、全体観のところで御発言がある場合はその限りではないんですが、一つずつやっていったほうがいいのではないかなと思って分けさせていただきました。もしよければ、（1）についてという形で進めていただくのが良いかと思います。

○吉田武司委員長 それでは、（1）（2）（3）の順に進めていければと思いますので、（1）からお願いいたします。

鎌田委員から、現状についてというところは現状の第3条になるところです。

菅原委員。

○菅原満委員 第1号のこの専ら地域の公益を図る目的で活動する地縁団体とあるんですけども、地縁団体は和光にあるのかどうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 この認可地縁団体というのは、自治会が不動産等を所有する場合に認可地縁団体というような形に変わるんですけども、そういったものを地縁団体と表記しております。これは地方自治法から引っ張ってきているものとなります。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 庁から認可を受けている団体があるという理解でよろしいのでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 現在、和光市においては認可地縁団体というのはいないんですけれども、かなり多くの地域で、自治会が不動産を所有する場合に、認可を受けて登記することができるようになっています。そういったものも含めた記載にしたほうが、今後認可地縁団体が新しく和光市にできたときにも対応できると思い、そういうふうな表記も含めています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 ということは、いわゆる自治会についても、認可を取るように促すという理解でよろしいんですか。いずれにしろ、地方自治法上、財産を持っていれば、役員、規約、所有する財産について届け出るというふうにはなっているかなと理解するんですけれども、ではないということは、認可に基づく地縁団体になってくださいということなんですか。あと、認可地縁団体という用語があるんですか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、自治会と認可地縁団体というのは、自治会が認可地縁団体になってくださいと言っているような意図ではありません。まず、認可地縁団体というのは、不動産等を所有する場合に登記上必要になるため、団体として自治会が市から認可を受けて行うものになります。これは様々な自治体でも同様に行われて、例えば近隣市だと朝霞市などです。例えば自治会で自治会館が欲しいけど、所有する物件があるというときに、もともと自治会長の名義で登記されていたものを、例えば自治会長が亡くなった場合にどうするんだという問題を抱えているため、認可地縁団体というふうに正式に団体をつくって、それは市から認可を受けた上でその認可地縁団体として登記をすると、そういうようなものです。ですので、基本的な機能としては自治会とほぼ同じなんですけれども、不動産を所有する場合、認可地縁団体になる場合もあるということです。なので、ここで言う趣旨としては、地方自治法上の一定の形成された団体及び認可地縁団体としていますので、自治会と認可地縁団体、広く言えば、自治会のようなものを基本的には指していると考えていただければと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 なかなかまとめられるのが大変だったかなと推察しますが、ただし専ら地域の公益を図る目的で活動する地縁団体の役員に就任し云々となっているので、法に基づく地縁団体しか指さないというふうにしか理解できないんですけれども。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 当初は、地縁団体という形で提案させていただきました。そうすると、例えば法に基づかない場合の地域の団体、PTAとかはどうするんだというところもあるので、その点については、もちろん地域の団体という表記をして、例えばここで広くするというのも考えられると思いますので、そこは議論としてあるのかなと思います。

ただ、なぜ地縁団体と表記したかという、やはりどこまでを地域の団体と認めるかという議論ももちろんあると思うので、地方自治法上記載のある地縁団体という形で表記したところ
です。

ただ、基本的には私としても、地域の団体、例えばPTAとかも含めて、地域に貢献する団体というところにも、議員の方がしっかりと活動できるような体制を整えるほうが望ましいとは思
います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 地縁団体の役員にという、法律に基づくとはっきり書き込んでいるので、認可
されないほうは地縁による団体というふうには定義されていて、地縁団体というふうには定義さ
れていないですね。だから、ここは誤解を与えるのではないかなと。緑風会は、自治会とか、
公共的な活動をしているところについては対象、そういう活動につく役員については対象とし
ないというほうがいいのではないかなという御提案されていた。要は自治会というものについ
ては、対象にしなくては駄目と。

〔「ついてもいい」という声あり〕

ついてはいけないという、裏読みすればついてはいけないということではないのでというこ
との御提案をされていたので、こういう書き方をすると、ちょっと理解ができにくくなってし
まうのではないかなと。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としては、地縁団体というところで、認可地縁団体で認可を取らな
く
てはいけないということと、その中に地域のPTAとかNPO法人とか老人クラブ、いろい
ろな商店街とかは、認可を取らないと団体の長はできないというような理解になってしまって、
PTAとかは、今なかなか成り手不足で、解散するとかという声が沢山上がっているので、そ
ういうところも議員がしっかりとフォローできるように、先ほど菅原議員が言っていた、解釈
が曖昧にならないように、ここはPTAとかNPO法人とかもできるというところで、地域団
体としたほうがいいと、緑風会としてはまとまりました。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

内田委員。

○内田あや委員 当会派といたしましては、問題意識として、自治会の役員について、その限
りではないと示すことに関しては賛同なんです。多分皆様の議論を聞いていても、そこは明確
にしておいたほうがいいよねというところは、意見としての方向感是一緒だというふうには理
解していて、それをどういうふうに落とし込むかの話なのかなと思っています。

この記載が、やはりちょっと誤認を招くとか、一部指定し過ぎるとかそういう懸念があるの
であれば、例えばなんですけれども、申合せ事項だとちょっと違和感があるのかもしれないで
すけれども、ほかの何かの形で、そういう役員はやっても問題ないんだよということを定める

ような案はないんでしょうか。ごめんなさい、不勉強なので、ちょっと質問という形になってしまいうんですが。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、この条例上は、倫理審査基準をベースに審査会を立ち上げるというふうになっているので、その基準は、条例上に書く必要性はあると思うんですね。ただ、その用語の定義のところ、例えば地域団体としても、新たに地域団体が出てくる場合とかもあるし、そういった様々な解釈の余地があったとしても問題ないのかなと思っています。そこを担保するのが審査会だと思っているんです。審査会で、これは地域団体としてちゃんと公正性があるし問題ないよねというところが、審査会で判断されればいいと思うので、私は、一定程度その解釈の余地のある地域団体というふうな表記をしても、運用上問題ないのではないかなというふうに思っています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 条例をつくっているんで、一定範囲での解釈が成り立つということになっちゃうと、条例としての機能が果たせなくなると考えるので、そういう考えで条例を立ててというのは、ちょっと間違っているのではないかなと思います。きちんと明示するなら明示し、必要ならば議長が定めるものというふうに具体的に落とし込んでいくという形で、審査会にしても一定程度の判断基準がなければ、判断基準をつくってくださいということになるわけで、これから議員が変わっていても、一定の解釈がきちんと続いていくという形で結論を出すべきだというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、先ほど菅原議員からのお話であった、条例上に全ての経緯を明確に書き込むというのは現実的に無理だと思います。例えば（１）で新しい風・希望が出している文面で読みますと、自己または第三者の利益を不当に図る行為、これも具体的に、では、全てを書き込むことはできるんでしょうかというふうな問いになると思います。それを審査するのが審査会ですというふうな立てつけにしているんだと私は解釈していますし、そのような解釈だからこそ、このように定義が曖昧なものを倫理基準に含まれているというふうに思いますので、先ほどおっしゃった、定義を全て書き込まなければいけないという前提が、私は少し異なるのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 定義を全て書き込めということは一言も言っていないので、誤解がないようにお願いします。

ここで議論になっているのは、地縁団体ということできちんと定めているので、自治会、いわゆる地縁による団体、地区社会福祉協議会、PTA、そういったものは地方自治法上の考えでいけば外れていってしまうわけで、だから、ここの書きぶりをどうするんですかということでお尋ねしているので、それについて協議していただければと思います。

○吉田武司委員長　この部分については、地縁団体とするか地域団体とするかというところですよ。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員　私も、基本的には地域団体のが望ましいと思って、最初出しました。菅原議員から地域団体というのはどういう定義なんだと言われて、私は、その法令上で定義されているものというのを探った結果、地縁による団体、地縁団体というような表記があって、そこだったら厳密に法整備としてやられているので問題ないだろうというふうな定義の話で記載しました。

ですが、基本的にはPTAだったり地区社会福祉協議会であったり様々な団体に関われるほうが望ましいと思っていますが、厳密な定義をすればするほど、そういった範囲が狭まってしまうので、それであるのであれば、一定程度審査会で判断できるように地域団体としたほうが私は合理的だと思うし、現実的な解釈になるのではないかなと思っています。

○吉田武司委員長　菅原委員。

○菅原満委員　いや、あのときの議論でいけば、地域団体というお話でしたけれども、どういう団体かが明示されていなかったので、お尋ねしたわけです。今回出てきたのは地縁団体だから、それだと地域団体ではなくなってしまうわけで、法律上地縁による団体で、認可を求めれば認可地縁団体となっていくと明確に書いてあるので、それならば地縁による団体ということで書くと。では、地区社会福祉協議会、PTA会長とか、体育協会の関係で単位団体はどうしますとかいろいろ出てくるとすれば、それについてどこまで定義するかというのを、そこから先を議論していけばいいので、何でもかんでも定義するにしても、どこまでかというのはきちんと議論しておく必要があるので、地縁による団体等という形にしたとして、では、等は何かなと言ったら、PTAなり何なりが入ってきますよという形にするのか、そうしなくても、ここで解釈上は公共的いわゆる地縁による団体または公共的な活動を行う団体についての役員については、その任に就くのを妨げるものではないというふうに書くとか、そのように協議を進めていけばいいので、ここに書かれているからどうなんですかと伺っただけの話で、地域団体のほうで就いてもいいよということの提案もあるので、どういうふうに書くかという結論に落とし込んでいけばいいだけの話ではないかなと考えます。

○吉田武司委員長　待鳥副議長。

○待鳥美光副議長　すみません、ちょっと今の議論とは違うんですけども、その前提になるところで、もともと私たち議員としての運用というか、執行権のある、例えば自治会の役員とか、あるいは法人格がなければ会長の名前で預金通帳を自治会でつくったりしますよね。それで、少なくとも市の補助金を受けている団体の代表者それから執行権のある役員に関しては、やはり利益相反の考え方とか、自治会と言っても、やはりいろいろなものが絡んでくるので、自治会だけではないと思うんですけども、補助金を受けている団体の代表格、あるいは執行権があるところに関しては、やらないというふうな解釈できていて、それをこの条文では、あ

えて執行権があつて、法人格でなければその人の名前で預金口座もつくる可能性のある、その代表格も含めてやれるという、そういう変更を加えるという理解でよろしいんですか。結構多くの政治倫理条例では、逆にこれを禁じているケースのほうが多いと思うんです。それをあえてここに明記することで、できるようにするという理解でよろしいんですか。すみません、今更なんですけれども、確認します。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 もともとこの倫理条例で、まず前提として、この補助金を受けている団体の長を行うことができるかどうかというところは、一般質問でも確認したんですけれども、そういったものではないです。ですので、現行の倫理条例であったとしても、自治会の会長をやられたりとかは可能であるというふうな解釈に私は立っています。一応一般質問で確認したところ

です。

ただ、今おっしゃったように、補助金を受けている団体に所属しているのはどうなんだという考えももちろんあると思いますし、一方で、そういった地域の団体の代表者として議員としてなるという場合もあり得るし、それは地方自治の在り方として、決してそれが問題になることではないというふうに思っています。

ただ、それを恣意的に運用して、例えば横領してしまったりとかであれば、別に公職選挙法であつたりとか様々な法令がありますので、そこに抵触することになると。あくまでも倫理基準としては、公益にやられている活動としては広く認めていくべきだというふうな立場で考えています。回答になっているか分からないですけれども。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 確かにおっしゃるように、その広くその定義をすると、どこまでの団体だったらいいのとか、そういうふうな話合いになってくるかと思うので、そこは一定程度審査会の人判断すべきことかなと思いますし、それはできる限り広く認める形のほうが、例えば自治会とかでも、会長の成り手がなくて困っている自治会というのが実際あつて、そういったものを積極的に担っている議員の方たちも、他市では沢山いらっしゃる。そういうことも鑑みると、一定程度倫理審査基準で縛るものではなくて、公職選挙法だったりそういったものがしっかりと定めとしてあるので、そこを重視することがいいのではないかなと思っています。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 議論の内容を伺いまして、私も鎌田委員の意見に賛成です。方向感としては、やはりこの成り手不足であつたりということを背景に、私たち議員がそういった役職に就くということは、これから需要が増えていくと思っています。その役職に就くこと自体が悪いわけではなく、（１）のところで修正案を出していただいているとおり、その職務に伴う影響力を利用することが問題であつて、ここを併せて記載することで、この条文が有効となるというふうに理解しています。

なので、当会派といたしましては、地縁団体というふうに今回定義づけをしていただいたん

ですが、そこはそこまで狭めることなく、しっかり審査会に委託するような形で、調整案の地域団体、多分緑風会と意見が一緒なんですけれども、地域団体のほうで進めていくほうが良いのではないかというふうに今の議論を伺って考えました。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 当会派としましても、今までの議論を聞いた上で、地域団体というふうにして、この調整案のままでいいと思います。

先ほど内田委員が言ったように、（１）のその地位または職務に伴う影響力を利用してというところに、大事な意味が含まれていると思いますので、今までの議論を聞いた上で、この地域団体とすることでもいいと思います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としても、様々な議論を聞いて、鎌田委員、内田委員のおっしゃっており、いろいろなところがありますので、地域団体というふうに、この地縁団体を変えていただければ、この案でいいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 要は想定されるのは、地域で活動している団体、特に自治会を構成する中で、なかなか役員の成り手がいないといった場合に、地域で議員をやりながらもそういった役職を担っていただくことを想定するのならば、地方自治法に地縁による団体というふうに書いてあるので、地縁による団体の役員になることは妨げない書くことでいいのではないかなと。自治会を想定するのであれば、地縁による団体としてしまうのが、一番解釈上の揺れがない規定の仕方になるのではないかと考えます。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としては、地縁団体というふうにした場合には、自治会等に入るかもしれないんですけれども、PTAとかが入りづらくなるということで、そこはしっかりと、先ほど菅原委員がほかのところで言いましたけれども、解釈が曖昧にならないように地域団体というふうにして、幅広く地域で活動している団体で、率先して長をやるというのではなくて、自治会とかPTAも、今成り手不足がかなり多く解散するところもあるので、そういうところを議員が支援できたらということで、そういう表記にしたほうがいいということです。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

内田委員。

○内田あや委員 私も吉田委員と同じ意見です。逆に、地縁団体と記載してしまうと、人が変わっていったときに、自治会しか駄目なんだね、PTAは駄目なのかというような議論にもなりかねないというふうに思います。趣旨としては、地域の団体、かつ、これから時代が変わっ

ていく中で、いろいろな組織がなくなったり増えたりということを考えられると思います。なので、繰り返しで恐縮ですが、職務に伴う影響力を利用しないことが一番重要であるので、そういったところに関しては地域団体という記載で私は違和感ありません。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 とするならば、条例なので、やはり言葉にどうしてもこだわるので、地域において公共的活動をする団体というふうにすれば、自治会、地区社会福祉協議会、PTA、そういったものが幅広く読み込めるのかなと。要は公共的団体ということで、地域において活動する公共的団体の役員になることは妨げないとするのか、ほかの条文と流れを合わせる必要はありますけれども、要はそういう形でいいのかなと考えます。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時32分 休憩）

再開します。（午前10時57分 再開）

この第4条の第1項についてはいかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 第4条の但し書き以降のところですが、地縁団体、自治会ということでお考えいただいたんですが、法律上地縁による団体という書き方があるので、地縁による団体及び地域において公共的活動する団体の役員に就任することについては妨げないというような書きぶりですとまとめられるということで、協議していただければと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 当会派としては違和感ございません。

念のため確認ですが、（1）に関しては、会派修正案に記載のとおり修正を行い、但し書き以降の文に関しては、ただし専ら地縁による団体及び地域において公共的活動をする団体の役員に就任し、その活動を行うことは本条に定める行為とみなさないという形で、予定どおり自体は削除する形で修正を行うということでよろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 今の、但し書きのところ、地縁による団体及び地域において公共的活動する団体の役員に就任し、その活動を行うことは本条に定める行為とはみなさないというように変更でよろしいですか。

○吉田武司委員長 待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 ちょっとすみません、細かいところの確認なんですけれども、1行目の行動規範は消すでいいんですか。

○吉田武司委員長 1行目の行動規範も消します。では、そのように変更するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、第4条（1）については以上となります。

休憩します。（午前11時01分 休憩）

再開します。（午前11時10分 再開）

次に、第4条（2）について御意見をお願いいたします。

内田委員。

○内田あや委員 新しい風・希望が文言の修正を再度していただいた内容で良いと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 当会派としましても、新しい風・希望が出された修正案でいいと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々の会派もこの案でいいと思いました。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、この修正案で同意いたします。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

この（2）については、新しい風・希望から修正案を出していただいた、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、（2）についてはそのように決しました。

次に、（3）についてお願いいたします。

内田委員。

○内田あや委員 当会派としては、新しい風・希望が再修正された内容で同意いたします。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 （3）に関しては、現行では、市が行う公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入に関し、特定の業者の推薦、または紹介をするなど有利な取り計らいをしないこととあり、例えば紹介とか推薦が厳密に禁止されている一方で、修正案のほうだと幅広くなっているということで、これはどこまでが具体的に有利な働きとか不当の働き方になるのかというのが、分からなかったもので、そこら辺の改善が少し必要なのかなと思いました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 どこまでがというところの内容を教えてください。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 最初の、例えば特定の業者の推薦や紹介などが駄目なのかということです。新しい風・希望が出されたほうが広い意味になっているので、そこがどこまでかが分からないなというのが私の意見です。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 どこまでと言われても、要は特定のものを有利また不利な取扱いをさせることを目的としてはいけないということそのもので、一番最初の市が行う云々で、特定の業者の推薦または紹介するなどということ、同じ趣旨なんですけれども。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 直すとしたら、どう直したらいいのかを教えてくださいと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 現行の市が行う公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入に関し、特定の業者の推薦または紹介するなど有利な取り計らいをしないことが望ましいかなと思いました。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 ここに関しては、具体的なところで、推薦と紹介に限らないかなというふう
に思いまして、例えば、有利な展開になるように誰かを脅すとか、他にもいろいろと働きかけ
というのはあるのかなと思いました。なので、新しい風・希望の案として、幅広く持ってい
き、その後の判断に関しては審査会に委ねるところは、当会派としては違和感がなかったで
す。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 不当な働きかけの解釈が非常に広がるので、どこまでが駄目なのかという
のが、例えば脅すというのはどこまでの表現をすれば脅すに当たるのかというのが分からな
くなってきてしまうのかなと思います。市が行う公共工事とかのときに、具体的にやってはいけ
ないことというのが明確になっているほうが望ましいのではないかなと思いました。

○吉田武司委員長 鎌田委員、先ほどの修正案というか文言をちょっと言っていたいい
ですか、すみません。

○鎌田泰春委員 資料の一番左側にあるものと同じになるんですけれども、市が行う公共工事、
業務委託、物品納入及び使用資材の購入に関し、特定の業者の推薦、または紹介をするなど有
利な取り計らいをしないことという文章がいいのかなと。

○吉田武司委員長 そのままでいいということですか。
鎌田委員。

○鎌田泰春委員 そのままのほうがいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 最初の公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入というのは契約事務
に当たるわけで、契約事務の中には、当然入札も入るし、事業者の選定も入るしということ
でいけば、市の契約、補助、許認可その他市の事務事業に関しの方が、より具体的になって
いるのではないかなというふうに考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 前文の市が行う公共工事とか業務委託とかというところか、もしくは市の契
約、補助、許認可のほうがいいかという趣旨ではなくて、あくまでも不当な働きかけという
のが広く定義されているのか、もしくは特定の業者の推薦または紹介というふうに定義を狭めて
いるのかという趣旨で、先ほどの現行のほうがいいのではないかなと言ったので、そこをどう
すればいいかというところを評価いただければと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 いや、有利不利な取扱いをさせるということで、包含しているというふうに理解しますが、書き換えるとしたらどういうふうに書き換えるのか、お示しいただけますか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 繰り返しになりますが、前のほうは特段ないんですけれども、特定の業種の推薦または紹介するなど有利な取り計らいをしないことというところの記載のほうが望ましいのではないかなと思いました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 いや、それを具体的に、しかも紹介するなどということで、などというのは明示されていないわけで、議員は市の契約、補助、許認可、その他市の事務事業に関しで広く拾って、特定なものに有利または不利な取扱いをさせることを目的としてということで、地位または職に伴う影響力を利用し、または不当な働きかけをしてはならないという形で明示したわけなんですけれども、とすると、推薦または紹介というのを入れるということですか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 そのとおりです。

○吉田武司委員長 このところはどういうふうに修正いたしましょうか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私も、鎌田委員の言っているように、現行のほうがかえって分かりやすいように思います。不利な取扱いをさせることを目的として、その地位または職務に伴う影響力を利用しとつけなくても、現行のとおり、まず、推薦または紹介するなど有利な取り計らい自体をしてはならないということで、不当なというところとちょっと曖昧に思われるので、紹介をするなど有利な取り計らいをしてはいけないということだけでいいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 そうすると、紹介するなどあるので、などというものもきちんと明示しないと、規定しないと分からないので。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 確かにおっしゃるとおり、などというのは規定したほうが望ましいと思います。であるのであれば、不当な働きかけというのも具体的に明示しなければいけないという議論になってくると思うので、どちらかという具体的なほうが望ましいのであれば、前者のほうが望ましいと。ただ、この前者も完璧なものではないとは思っています。などという表記があって、具体的に、では、などにどこまで含まれるのかというのが分からないので、完璧な文章とまでは言えないんですけれども、そこは審査会に委ねても判断できる一定の水準なのかなというふうな評価でした。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 改めてなんですけれども、やはりこの紹介、推薦は起こり得るのではないか

など私は思っていて、特に問題意識があるものに関して、一般質問等で私たちが市に提言をしたときに、具体的なソリューションを何か案として持っていくということは、皆さん結構行っているのではないかなと思っていて、例えば、他市事例とかを持っていたりはそののではないかなと思っております、なんかそれを紹介だとか推薦だというふうに見られてしまうというか、ちょっと違いますか、ごめんなさい。

まとめると、そのような懸念、ただ、もちろん立場を利用して、それを不当に働きかけをすることは禁止なんです、何を申し上げたかったかという、この修正案のところにある、地位または職務に伴う影響力を利用し、かつ不当な働きかけをやってはいけないということのほう、今後に関しても、先ほどとちょっと重複しますが、大事なのではないかなと私は考えたので、修正案のほうがしっくりくるなと思った次第です。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 最初の、一般質問でこういうような他市事例がありますとか、そういうことを想定している文言ではなくて、あくまでも公共工事や業務委託に関して、例えばこの業者を使ってくださいというのが、いわゆるこの文言で想定されていることだと思うんです。なので、一般質問はあくまでも例示であって、具体的に契約でここを使ってくださいとかというふうなことではないと。議員として、例えばこの業者を使わなかったら、予算を否決するぞとか、そういうふうなことになってはいけないので、そもそも業務委託に関して、紹介したり推薦したりというのをなくしようというのが、多分この趣旨だと思うんです。そういうふうなことが明確になっているということで、私はいいのかなと思った次第です。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入だけではないですよ。それで許認可補助ということで、公共工事、業務委託、物品云々というのは、契約事務に当たるので、契約に関することが全般入ることなので、直接推薦、紹介となれば、有利または不利な取扱いという形に近くなってくるわけで、それを目的として、その地位を利用し、不当な働きかけをしないということで、十分当初の条例の内容は生かされているのではないかなと考えます。当初のでいけば、補助だとか許認可というのは抜けているわけですので、その辺についてどうするのかということが、また議論として出てくるのではないかなと考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 別に許認可とか、補助とか、そういった範囲の部分、そこに関しては特段取り上げているわけではなくて、あくまでもその地位または職務に伴う影響力を利用し不当な働きをしてはならないことというのが、具体的にどういった行為自体を禁止しているのかが明確でないと、倫理審査基準として適切ではないと考えているところです。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としては、本来ここの部分については、一番最初は現状のままという

ことと言っていましたけれども、これまでの修正案のところで、いろいろな意見が出てきて、今回また修正案が最終的に出てきて、この（３）については、許認可その他市の事務事業に関しというのを入れてあるということで、この修正案でいいというふうにとっております。

不当な働きかけというところは、大まかに理解をするというところで、この修正案でいいというふうに思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 一つ、この（３）のところで、具体的に、では、地位または職務に関する影響力を利用して不当な働きかけというのが、私は具体的にどういったことをしたらいけないのかが分からなかったんですね。文章を読んだときに分かる必要性があるのかなとは思っています。そうではないと守れないのかなというふうに思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 そのために地位、または職務に伴う影響力を行使し、不当な働きかけをしてはならないということで、不当な働きかけについて、推薦または紹介するということがないと分からないですかね。不当な働きかけということは、推薦や紹介、こんな事業者がありますよと担当所管に話をするけれども、それが単に紹介云々ということで行くと、先ほども一般質問の事例の話が出ていたり、いろいろありますけれども、そのために不当な働きかけをしてはならないということで、文言というか規定を修正したわけですが、現行のままでいくとすると、許認可とかそういうところについては、現行の中に入れるということなんですかね。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 繰り返しになってしまうんですけれども、前半の部分で、市の契約、補助、許認可その他の事務事業に関しというところについては基本的には異論はないです。そこがその範囲で皆さんがよろしければそれでいいと思うんですけれども、後半の部分の、地位や職務に伴う影響力を利用し、不当な働きかけをしてはならないことという文章が、読んでいる議員に対しても、どういったことはしてはいけないんだなというのが分かるような記載ではないと、守ることができないのではないかという点について懸念しているというところです。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 今までの皆さんの議論を聞いていて、例えば提案なんですけれども、推薦とか紹介とかいうキーワードがあったほうがイメージが付きやすいというのは、私もそうかなというふうに感じました。例えばこれ初見で見た人が、不当な働きというのは具体的に何だというのは思うなと思いました。

ただ、地位または職務に伴う影響力を利用しというのは、繰り返しですが私は必要だと思っているので、提案なのがここの後に、特定の業者の推薦または紹介をするなど、などもあったほうがいいと私は思っていて、不当な働きかけをしてはならないことという形で、両方を合わ

せるような形ではできないでしょうか。

○吉田武司委員長 働きかけの部分についてですよね。でも、働きかけという言葉では駄目なんですかね。

〔「私は全然違和感ないんですけれども」という声あり〕

私もないんですけれども、そこをちゃんと入れなくてはいけないというのがあるのかどうか。小嶋議長。

○小嶋智子議長 今の内田委員の意見、この不当な働きかけが具体的に分からないという場合もあるのかなと思いましたので、こういうことを言っているんだよという具体例も入れていくと、読んだ議員にはより伝わりやすいのかなというのは感じました。皆さんの御意見はいかがでしょう。

○吉田武司委員長 今、内田委員のほうから、ここの部分について、現行の特定の業者の推薦または紹介をするなど有利な取り計らいをしないことというのを、不当な働きかけのところに変えるという修正案がまた出たんですけれども、それについていかがでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的に私もそれで賛成でございます。ありがとうございます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 では、確認させていただきたいんですが、（３）に関して、前半部分は新しい風・希望の案がおおむね良いという意見だったというふうに理解していますので、読み上げます。

議員は、市の契約、補助、許認可その他市の事務事業に関し、特定のものに有利または不利な取扱いをさせることを目的として、その地位または職務に伴う影響力を利用し、特定の業者の推薦または紹介をするなど不当な働きをしてはならないことという内容でいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 など、要は等が入るとするならば、等の中をきちんと規定しないと駄目なので、その辺について検討していただければと思います。

○吉田武司委員長 などを規定するんですか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 あくまでも、業者の推薦、紹介というのは、例示的な機能を持つと思うんですね。この業者を使ってくださいとか、もしくはこの業者を紹介して、この人だったらよくやってくれますよという紹介をして、具体的に何が駄目なのかというと、業者が、例えば実際にその公共工事として獲得したりとか、実際に契約を取ったりとか、そういったことが明らかになることだと思うんです。

だから、その行為としては確かに紹介とか推薦を使ってするんですけれども、それによって実際有利になっている公共工事を獲得しているという行為が特定されていれば、私は、などでも十分に評価できると思うんですね。そうしないと、例えばこの倫理審査基準で問題ですとす

るときに、実際には、この人の場合は録音と、契約書を实际取っていますよねという証拠を集めて、初めて倫理審査会にかけられるようになると。そのなどをある程度付録したとしても、实际その契約を取ったなどの証拠があるということを前提に、倫理審査会にかけられると想定されるので、そこはある程度広く取ったほうが、正しく処罰できるのではないかなというふうに理解しているところです。

○吉田武司委員長 待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 今ので確認なんですけれども、実際に契約を取った場合のみかけられるということなんですかね。それを目的として、そういう働きかけをする行為自体を禁じているということかと思うんですけれども。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 いわゆるそれが未遂なのかとかもあると思うんです。实际の文面で言うと、未遂も行為として処罰されるべきものだと思うんですが、それが最終的に倫理審査会で判定されるときには、明確にその事実的な根拠というのはやはり必要になってくると思うんです。なので、最終的にはそういった有利なものがあつたかというところが最終的に契約につながつたとかという判定にされると思うんですけれども、文の趣旨としてはあくまでも未遂でも処罰できると思うんですが、实际の運用はそうではないというふうに思っています。

○吉田武司委員長 待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 今の分かりました。

それと、例示を入れるかどうかということなんですけれども、入れないと、それは不当な働きかけだと、多くの過半数が言ったらそうになってしまうというふうな、そういう条文ではないほうがいいと思うんですね。なので、恣意的に運用されないという意味で例示を入れたほうがいいのかと私は思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 条例を考えているので、などという曖昧な言葉を残すというのは絶対避けるべきで、きちんと定義していなければ、どうとでも広げられるし、どうとでも取れてしまうので、ここでなどだけで終わらせてしまうのは絶対避けるべきだというふうに私は考えます。

それともう一つ、もしいろいろな意味が入るならば、ひらがなのなどではなくて、等でくくるとというのが条例を書く場合の基本だというふうに捉えていますので、その辺未遂になるかどうかとか、などとは何かと聞かれた場合に、きちんとしていない限りは無理だと考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、やはりどういった行為をしたら処罰されるのかが一定分かるほうがいいと思いますので、できる限り恣意的な運用がされないような形にすべきだと思います。ただ、全てを書き込むことは、現実的には難しい話で、一定程度審査会に委ねる必要性もあるので、落としどころとしては、推薦や紹介する、等なのか、などなのかは、厳密には例規審査等で評価されるべきだと思いますけれども、そういった例示的な機能を含めた上でやるの

が、最終的な落としどころなのではないかと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 私も鎌田委員と同様の意見で、不当な働きかけのみとしているほうが、幅広く受け入れられてしまうリスクがあると思います。などを漢字にするということは、御意見としてと思いますが例示は入れたほうが良いと思います。

○吉田武司委員長 (3)については、不当な働きかけの例示ということで、現行の特定の業者の推薦または紹介をするなど、このなどを漢字にするかということころは、例規のほうで判断していただくということにしてよろしいですか。

菅原委員。

○菅原満委員 いや、私はあくまでも、などを入れるならば、かぎ括弧でも良いので、きちんと明らかに規定すべきだと考えますし、などというひらがなではなく等にするべきだと。法令というのはそういうものなので、幾つでも解釈で取れてしまうというのはなしで、等にするべき。

だから、そこは提案者側で、等の内容については、きちんと明らかに規定をしていただきたいというのを強く要望いたします。

○吉田武司委員長 などを等にするというのは、例規審査で直すということとはできないんですか。現時点で、等にしてもいいですか。今、ここのなどを、等の漢字に変えるということころでよろしいですかという意見があったんですけども。

休憩します。(午前11時47分 休憩)

再開します。(午後1時05分 再開)

引き続き(3)についての協議をお願いいたします。

内田委員。

○内田あや委員 これまでの議論を踏まえまして、(3)に関して読み上げさせていただきます。

議員は市の契約、補助、許認可その他市の事務事業に関し、特定のものに有利な取扱いをさせることを目的として、その地位または職務に伴う影響力を利用し、特定のものの推薦または紹介する不当な働きかけをしてはならないことという形でいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 今、修正案について御意見いただきましたけれども、提案いただきましたこの修正案でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、第4条(3)についてはこのような修正案とさせていただきます。

次に、(4)について、修正はなしということなんですけれども、これでよろしいですか。

松永靖恵委員外議員

○松永靖恵委員外議員 (4)につきましては、修正なしということだったんですが、その後の市職員の採用、その他人事に関して、推薦または紹介をしないことも、一応削除という形になっていますが、これをもし修正ではなくて、市職員の人事(職員の採用、昇任、降任、転

任)に関して、特定の個人が有利また不利になるよう働きかけないことという文章に訂正するのがいいのかなと思いますが、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

○吉田武司委員長 今一度修正案について言っていただいていいですか。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 市職員の人事（職員の採用、昇任、降任、転任を言う）に関して特定の個人が有利または不利になるよう働きかけないこと、です。

○吉田武司委員長 （４）と（５）をまとめたということですか。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 （４）と（５）、（５）のほうが、この資料の中では一応削除になっているので、（４）と（５）をまとめた文章にしたほうがいいかなと思ひまして、提案させていただきます。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今御提案していただいたこの（４）の、不当な介入をしてはならないことが、より詳しく明示された内容かと思うんですけども、もう少し解説として、改めて細かく明示した理由はどういうところなんでしょうか。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 （４）の文が修正なしというところと、あと（５）に対して、市の職員の採用等に関しても、皆さんが一応調整案として出された内容が、全て案としては削除されていたことに関して、この文に関しては、（４）と（５）をまとめたような感じで、具体的に採用だけではなくて、やはり昇任のことだとか異動とかも含めて入れさせていただきました。

○吉田武司委員長 今回のこの（４）については、現状の（４）と（５）をまとめて直したのが、この調整案で短くまとめられたのかなと思うんですけども、この現行ではなく調整案で、緑風会としては修正なしというふうにしたんですけども。

内田委員。

○内田あや委員 （４）の調整案で当会派も賛同しているんですけども、やはり人事というのは、どこまでの範囲を示すのかというのを結構明確にしにくいかなと思ひていて、異動に関して今括弧書きで記載をいただいた形だと思うんですが、やはり評価とかも含まれるかなと思うんです。なので、幅広い意味で介入しないことを守っていただくためには、調整案のほうが適切なのかなと個人的には思ひました。

○吉田武司委員長 休憩します。（午後 １時１３分 休憩）

再開します。（午後 １時２１分 再開）

内田委員。

○内田あや委員 （４）に関しまして、松永議員の御意見を踏まえ、例えばですが、市職員の任用及び人事評価または職務執行に対して不当な介入をしてはならないこと、とすることはいかがでしょう。

○吉田武司委員長 今、内田委員から提案がありました修正案についていかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、（４）については、市職員の任用及び人事評価または職務執行に対して不当な介入をしてはならないことでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に、（５）について削除されているんですが、説明をお願いします。

内田委員。

○内田あや委員 （５）についてですが、こちらは削除という形で出していただいたのが、無所属の会・維新、まちづくり市民の会、緑風会で、残すという形で御提案いただいているのが、公明党と新しい風・希望という状況になっております。

○吉田武司委員長 （５）についてはいかがでしょうか。

（５）と（６）については、これまでの協議の中で、今後ハラスメント条例とかを整備していく中でやっていこうという話があり、１回切ったような認識だったんですが、また入れたほうがいいという御意見が出たのかなと思うんですけれども。

菅原委員。

○菅原満委員 倫理条例をつくるということなので、それに合わせてハラスメントとか、最近SNS利用で、和光市議会というよりも、ほかのところでいろいろと課題が出ているので、入れてみてはいかがということで提案させていただきましたが、別途条例化なりをやるということ、継続して検討して、条例化をするという確認の下であるならば、今回倫理条例と切り離して作成することについては、倫理条例作成に随分と時間を費やしているので、外すことについては残念ですけれども、了解します。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 私は逆に、この政治倫理条例の中でハラスメント行為を禁止するということを逆に詳細に書いてくださっているので、新しい風・希望と公明党の意見には賛成の立場です。例えば書き方によっても、議員としての地位を利用して強制とか強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと、というふうに追加をしていただければと思って、また提案したかったんですけれども、この一文は、逆に入れたほうが私はいいと思っています。

○吉田武司委員長 このことについては、執行部もこれからこれを整備していくというような話で、それに合わせて議会のほうも整備していこうという話になり、提案はあったんですけれども、取りあえず１回切ったということがあるんです。ただ、ここに入れるとなると、またこの中身をどういうふうに決めていくのかというのが、たしかあったのかなと思うんですけれども。

菅原委員。

○菅原満委員 松永議員からの御指摘で、うちのほうはやむを得ない場合はということでお話しましたが、基本的にはハラスメントの取扱いについては、類型が決まっています、それに基づいて判断するというふうにもなっているわけなので、審査会のほうで判断してもらおうというのは一つあるのかなと。審査会で判断できないことはないのですが、審査会のほうでは、今あった、強要、圧力をかけること、人権侵害に当たるかどうかを判断してもらおうということなので、落とすのは残念ですけれどもというお話をしました。あと、SNSについても、今後のことも考えて入れておくというのが一つの考え方ということで提案させていただきました。

先ほども指摘がありましたけれども、SNSについては、ソーシャルネットワーキングサービスでということで、総務省をはじめいろいろな説明の仕方があるので、インターネットを利用して文章、画像、動画、その他の情報を投稿し、閲覧し、共有し、また他の利用者の間で交流できるサービスを言うということで説明しておけば、情報発信で云々ということにつながるのかなと。

だから、次の4年間の間でやるということが担保されるのであればですけども、なかなか前段の4年間でちょっと持ち越してきているというのもあったので、提案させていただいたわけです。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 当会派として落とした理由としては、やはり審査会でここをカバーするのが難しいという議論がこれまでされていたのかなと思って、落としたところです。ただ、先ほど公明党がおっしゃっていたとおり、外部の有識者が入ることによって、この審査会で、ハラスメントであったり、誹謗中傷というところをカバーできるような運営が想定されるのであれば、私は、別で立てるのはとても時間がかかると思うので、この文言を入れておいて、私たちがしっかり律していくことは必要かなとは思っています。その理解がちょっと不十分だったので、一旦落とさせていただきましたが、運用として問題ないということであれば、当会派としては入れるべきと考えています。

○吉田武司委員長 待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 今のハラスメントの件に対しては、内田委員の意見に賛成です。

それから、6番のSNSなんですけれども、これについては、結構他市で、SNSの発信に対していろいろと問題があって、その中には、非常に恣意的な発信は問題だというふうにされているような事案も幾つかありますので、これについては、SNSの発信で駄目な理由というか、駄目だという判断になるファクターをはっきり入れておくのはある意味必要かなと。そうしないと、非常に恣意的に、いろいろな発信をしたときに、そういうふうに言われるおそれがあると。

それから、8番なんですけれども、以前そういった問題が起こったときに、全員協議会でかなり議論をして、それについてはガイドラインが必要だから必ずつくるみたいな発言もあって、これについては何の規定もなかったもので、それで市民の方からも、それはできたのかというふ

うな問合せを受けたりもしているんで、これはどうなんですかね。逆に言うと、例えば議長職であったり、こういうときには言っているのか悪いのかというような判断に迷うことは、今後とも起こり得ると思うんです。そのあたりはどうなのか、これ全部外してしまっていいのかという気はしました。

○吉田武司委員長 小嶋議長。

○小嶋智子議長 今の8番の部分なんですけれども、あのとき、前議長から、ガイドラインとかそういうことも、これから皆さんで考えてもらいたいというようなお話だったと思います。全員協議会も開きました。結果的には、やはりこれは議長の責任において判断をすることではないのかということで、結論が出たと記憶しておりますので、載せる載せないは別なんですけど、あのときはそういう形で、ガイドラインの作成まではいかずに議論は終わっているものになります。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、(5)と(6)含めてなんですけれども、この倫理審査会という性質上、まず審査会にかけられるだけでも、政治的なインパクトがある行為だと思うんです。それが倫理審査会として立ち上げられたときに、お互いに意見が食い違う中で、非常に困難だなというふうに思います。

一方で、先ほどあったような、例えば人事の降格に不当に介入して実際に降格が起きたとか、あとは契約が不正に行われたとか、そういうふうにちゃんと書類として残ったり、形に残った上で判断できるものではなくて、あくまでも、このハラスメントというのは、当事者間の話合いで決められるものだと思うので、そういった客観的な指標がないものについて、倫理審査会に取り上げるのは、私は反対の立場であります。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 ハラスメントに関しては、第三者が客観的な立場で判断をするということで、審査会で判断するというのはあってしかるべきものだというふうに考えます。そのために審査会があるので、口頭で不当な介入があったと言っても、言った言わないということがあるので、記録、録音等を取っておいたほうが良いということでハラスメントのほうもあるわけで、少なくとも第三者に判断してもらうことが必要なわけです。

ハラスメント以外でも、ほかの倫理基準に関して審査会にかけられるというのは、相当当事者にとってダメージがあるわけで、ハラスメントだからとか、ほかのことだからというふうに切り分けて考える必要もないし、裁判例もあるわけですから、そういった意味では、審査会、専門的な法律の知見のある方たちに判断していただくというのは、あってしかるべきことのひとつだと。ハラスメント条例をつくったにしても同じことになるわけで、ハラスメント条例を議論していく間に、やはり言った言わないとか、ハラスメント条例そのものの必要性について議論していつてしまうようなことになるわけで、やはりその辺は審査会に委ねて審査をすることが前提で、あくまでも審査会にかけられた方がそうだとということではなく、審査会で判断して

もらうということなので、（５）も（６）も本来はあってしかるべき。ただ、（８）については、これは議長判断でやるしかないので、憲法上の話でいけば、あくまでも国家権力と政府と宗教との切り分けの話で、個人の内面にまで立ち入るものではないので、かつ議長が公務として地鎮祭なり何なりに出ることについては、あくまでも宗教行事のところに行って参加する判断をしたということだけであって、何らほかに宗教的なものを及ぼすことではないということ、判決、判例についても、いろいろな事例を見ると議論が分かれるところで、市議会レベルでガイドラインをつくるのは正直ちょっとこれは無理な話で、内容によって判断すべきだし、お金を出す出さないについても、議長がきちんと過去の判決や判例を踏まえて、判断していくことではないかと考えますので、（８）については削るしかないというふうに理解しております。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 （５）と（６）に関しましては、他市の政治倫理審査条例にも記載しているところがかかなりございますし、やはり（６）に関しましては、要するに議員の政治活動というところでも問題となりやすい事項を禁止しなくてはいけないよということにも値していると思いますので、（５）と（６）は記載をしたほうがいいのかと思っております。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 （６）のほうのSNSは、発信しては駄目ということではなくて、やはり議員として正当な活動の範囲を超えるようなものについては、やはり発信はしないようにすべきではないかということで、発信そのものを禁じるわけではないので、その辺を含めて、前段で名誉や人格を毀損し、またプライバシーを侵害するという行為をしないことということで、記載したというのが実際のところです。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 ハラスメント行為を記載しないほうがいいのかという一番大きな理由は、条文が政治的に利用されてしまう可能性があるからと思っています。例えばですけれども、私がこの人からハラスメントを受けましたと言って、100名とかの署名を出せば、それで審査会にかけられてしまうという運用ができてしまう条文は、政治的にリスクがあると。それは誰しもが抱えるリスクになってしまうので、問題ではないかなというふうに思います。

そういったものを避けるために、例えば請負企業の随意規約の調査だったりとか、そういった文面をちゃんと添えて証拠として提出することによって、初めて倫理審査会が開かれるというふうにしなければ、自分がハラスメントを受けたという行為だけで政治的に陥れることができてしまう。本来、何でこの政治倫理条例をつくるかという話になったときに、政治的に利用されないために、そういったものをちゃんと整備しましょうというのがきっかけで始まった条例の改正だったはず。そこに立ち返ったときに、本当にそういった恣意的な運用ができる条例をつくるべきなのかは、ちょっともう一度検討していただきたいなというふうに思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 確かに恣意的に利用というのは当然想定されるわけで、その辺も含めて検討していく必要が出てきます。仮にそれを想定するならば、いかようにもこの条例は使えてしまうということになるわけで、少なくともハラスメントをしないという抑止的なこと、あるいは倫理条例ということで、議員はそういうことをしないと、倫理的に立場を踏まえた活動を行うということであって、やはりそれを踏み越えてやる場合に対しての対応策を規定しておくというのは、一つあるのかなということで、最初盛り込ませていただきましたし、SNSについては、他の自治体での事例等を踏まえても、やはり規定しておく必要があると思い、規定の条文を入れさせてもらいました。もし恣意的に私がやられましたと言っても、一定以上の人数の署名をもってやっても、最終的に審査会が判断するわけで、その辺について想定して、条例を作成していけばいいのかなと考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 この条例の一番重要なところは何かという、倫理審査会が開かれるということだと思うんです。例えば宣言みたいな感じで、ハラスメントを撲滅しましょう、みんなこうやってハラスメントをしないように頑張りましょうといった場合には、みんなが協力して、そういったものをなくしていきましょうという風土をつくるという意味では意味があると思いますし、処罰されるとかではないので、つくことはできると思うんですけれども、これはまさに、100名そろって人数を出せば、実際にそれはハラスメント行為について取り上げられるわけですね。例えばもしかしたら議員の方だったら、新聞記事に載ったりとか、そういうふうなことで、その名誉が挽回できるかどうかとも分からないわけです。そういった記事が全部載って、残ってしまった後に、審査会でハラスメント行為はなかったですと言ったとしても、それが本当にその人が助かるのかどうかというと、ちょっと私は疑問符がつくし、実際にハラスメントはされたことはないのに、されたと言って虚偽でやって問題になる事例というのは、実際に政治的にもありますし、そういったものをはらむリスクを抱えるのは、危険があるのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 鎌田委員からの意見をお聞きしていて、ちょっとどちらも捉えられるなとは思ったんですけれども、やはりこの抑止力的なものとして、この（５）と（６）、今審査会の結果をどういうふうに、もしそれが公表するかどうかというのは後ほど出てきますけれども、こことも大分関わってくるのかなと思います。やはり抑止的なものとして、（５）と（６）を入れておくことが重要だと思いますので、当会派としては、入れておいたほうがいいのではないかなとも思うんですけれども、今鎌田議員が言われたような、確かに政治的に利用されないようにという点で危惧するところもあるのかなと。そこはいずれにしても、やはりここにかけられるということ自体が、すごい政治的影響も出るということもあります。それをどのように公表するかというのもすごく重要なので、後ほど出てくる審査結果のところで、名誉回復に必要な範囲のところ、そこら辺とも関連してくると思うんですけれども、そこも総合的に捉え

てやはり考えていくべきと思って、今若干迷っているというかとこであります。なので、皆さんの意見をお聞きして、はっきり決めていきたいと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 今までのやりとりを踏まえて、鎌田委員のおっしゃることは確かにリスクとしてはあるなと感じました。

ただ、これが必要だということは総意だと思っていて、ハラスメント条例を結構見ると、いろいろな自治体はかなりもうつくっているんで、先例があると思っていて、私もまだ1年ちょっとしかやらせていただけていない中で、ちょっと現実的に難しいという意見をたくさんいただきそうなんですが、ハラスメント条例をしっかりと迅速につくっていくというところで、基準は分けたほうがいいのではないかなというふうに感じました。なぜなら、やはりこの政治倫理審査会にかけられるというのと、ハラスメントで取り上げられるということは切り離して考える、重さが全く違うものというのはとても大事にしないといけないなということは、鎌田委員のお話を聞いて、改めてちょっと気づきとして得たところです。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 これを恣意的に使おうと思えば幾らでも使えてしまうので、そのために、第7条で虚偽の事実に基づいて請求はしてはいけないということをやっているわけで、審査にかけられた時点で、本当に名誉を相当害されるけれども、最終的に審査会として、これは却下、あるいはこれを受け付けない事実はなかったという結論が出されるわけで、そうすると、審査を求めたことについての責任も当然問われてくると。ただ、罰則があるわけではないですし、その辺はきちんとした事実に基づいて請求してくださいということで、ハラスメントだけの話ではないわけで、この倫理条例は、倫理、まさにハラスメントなりは、議員行動の倫理の核心部分の一つだというふうにも考えますので、恣意的だからどうのこうのという議論ではなくて、果たして、できるのかできないのかという議論で進めていくという視点も必要なのではないかと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 質問なんですけれども、仮にハラスメントとSNSをこの中に入れ込んだ場合、ハラスメントの別のものはつくるイメージなんでしょうか、つくらないイメージなんでしょうか。それはそれで、ここの文言を入れる入れないにせよ、ハラスメントの条例はつくっていくという認識ですか、皆さん。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的には、ここで入れられれば審査会で審査をするということが一つ達成できるわけなので、細かい条例云々ということは一つ消えてくるのかなと考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 ハラスメントについては、可能であれば条例化したほうがいいなとは思っています。ただ、民法上にあるハラスメントの処罰のものとかも、私はまだちょっと研究不足で

すので、具体的なことは言えないんですけども、できる限りハラスメントはなくしていったほうが良いという立場にありますので、そういった考えです。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 当会派も、条例については、市のほうも今後つくっていくことに合わせて、しっかり条例については整えたほうが良いと思います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としては、取りあえずこの（５）と（６）については載せたほうが良いなとは思っているんですけども、これを載せることによって、倫理審査会でしっかりと審査をしてもらえるというところを入れておけばいいのかなというふうになんてちょっと考えを改めました。

それに沿って、今後執行部がハラスメント条例をつくる時に、今後市議会のほうも合わせてつくっていかうという話がたしかあったと認識しているので、そういうところも進めていければと思うんですけども、取りあえずこの部分については、今いろいろな御意見ありましたけれども、載せたほうがよろしいかなというふうに、ちょっと考えを改めたところです。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 ハラスメント条例そのものないしハラスメントに関して、議会として何かつくらなくていいという発言はしていなくて、一つこの中で入れば、ハラスメント条例の一つはクリアできるのかなということで申し上げました。あくまでもここでは、倫理条例、罰則を盛り込む内容ではないので、あくまで目的は議員として相応しい行動をしましょうと。ただ、それをはみ出た場合には、倫理審査会で諮って判断していただきますよという立てつけなわけで、ハラスメントについても、そういった意味では議員の行動の倫理の中で律していきましょうと。ただ、行き過ぎた言動なり、ハラスメントと捉えられるならば、審査会にかけられるおそれがありますよということの一つだということで、ハラスメント条例ないしハラスメントに関する規定というのは、また細かくつくる必要があれば、委員長が言っているとおり、改めて検討していくということでもいいのかなと考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 やはりこの倫理条例でやる難しさは、今回改正案で100名が50名かという話ありますけれども、100名か50名かの署名があればできてしまうわけですね。虚偽の事実については、してはいけないというふうにあるけれども、虚偽かどうか分からない状態で出されてしまったら、それはもう相当政治的なショックがありますし、例えば仮に、選挙の直前に、自分が当落ギリギリそうだと。この人を落としたって思って支援者の人を書いて回ってもらって出してもらおうということが仮にできてしまって、その人が落選しました。でも、虚偽だと分かりましたとなったときに、これは本当にいい条例だったのかとなってしまおうと思うんです

よね。なので、そういった運用ができないようにしたほうがいいと思いますし、今回は、特に市民の要望人数を引き下げる改革案が出ています。つまり容易にできる方向性に働いているのに、それが非常に厳しい、政治的に危うくなるようなところまで、全てハラスメントで網羅されてやられると、客観的な事実に基づかない請求で、本当に政治生命を絶たれてしまうようなことがあり得るのではないかなというふうには思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 鎌田委員とおおむね同じ意見なんですけれども、新旧一緒ですが、第7条とセットかなと思っていて、当会派は100名以上で修正案を出していて、緑風会と無所属の会・維新は50名で出されているんですけれども、これはハラスメントとSNSを入れるのであれば、当会派としてはここを取り下げて、現状のままの500分の1かなというふうに思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私は、この倫理基準と人数をセットで考えて、倫理基準が厳しいから人数を変えろという運用では、私は駄目だと思っています。なぜなら、倫理基準は必ず守らなければいけないというふうに規定すべきですよ。だから危うくそういった安易に、簡単に、人数によって守らなくてもいいとか守ったほうがいいというふうな議論ではなくて、倫理基準は、必ずそこで処罰されるような厳しいものにおいて規制して、それをしっかりと市民が請求できるように設けるべきなので、しっかりと客観的な事実に基づいて、判断できるような内容に吟味してやるべきだと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 あくまでもこの倫理条例は処罰するのが目的ではないので、100名なのか500分の1なのか、一定数は必要であって、かつこれを証する書面というのを当然つけて受理して、そして、審査会に付する形になっていくという、これ監査の請求でも同じなので、これを証する書面というところで、きちんと提出してもらおう。その中で虚偽に基づくものがあれば、当然却下されるものであるし、相応に審査するに足り得るものであれば、審査会に付すけれども、最終的な判断は審査会のほうに任されるということで、かつ、現状は議員3人以上となっているけれども、議員が入ると余計恣意的になるおそれもあるので、やはり有権者の相応の数かつ証する書面を添えて請求するという形に文言を整えていくということが必要なのかなと、今までの議論と合わせて考えました。

○吉田武司委員長 休憩します。（午後 2時02分 休憩）

再開します。（午後 2時40分 再開）

菅原委員。

○菅原満委員 先ほど来協議が続いている第4条関係、ハラスメントとSNSの発信の関係がありますが、当会派としては、政治倫理条例が見直しを全面的に行うということで、議員の行為をきちんと政治倫理ということで律するということであるならば、ハラスメント行為、SNSの情報発信も議員の活動を踏まえたということで条文を規定すべきではないかと申し上げま

したが、当初発言しましたが、ほかのハラスメント条例を策定していくということが議会改革の議論で決定しているということ、また、SNS等については、新たな対応ということで、他の自治体の動向もきちんともう一度踏まえ直して、両方併せた形で、議員の活動に関してハラスメント条例、いわゆるハラスメントに関する条例の検討を行っていくことということで、改めて確認していただければ、（５）と（６）については削除ということで了解をいたします。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 私も、第４条に関しまして、ハラスメントと判断される行為また他者の人権を侵害する行為を行わないこと、また、SNS等による情報発信についても、プライバシーを侵害する行為をしないことを条文の中に入れていただきたいということを提案させていただきました。理由としては、議員に求められる倫理規範を示しつつということで、ぜひ盛り込んでいただきたいと思いますでしたが、この条例に入れ込まず、別個として、議会としてもハラスメント条例を作成していくというようなことの御意見も出たと思いますので、そこでしっかりとつくっていただきたいと思いますと思ひまして、削除をさせていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 当会派としましても、抑止的なものとして入れたほうがという思いもありましたけれども、しっかりとハラスメント条例を今後つくっていくということで、ハラスメント、またSNS等における行為について、しっかりと文言を条例として入れていただければと思います。

○吉田武司委員長 今御意見ございましたけれども、（５）と（６）については、今回は外すということで、また、今後ハラスメント条例を進めていくということと、あと、SNSの発信については、他市の状況等を調査研究しながら盛り込んで進めていくということでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、第４条の（５）と（６）については削除したいと思います。

次に、（７）（８）（９）についてはいかがですか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には全会派削除というふうになっているので、御意見が変わりなければ削除でいいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 当会派も、削除でいいと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 これは、先ほど第４号のとき議論したのと重複するので、削除でよろしいと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 当会派も、（８）に関しては、ここに記載すること非常に困難であるという

ことで理解し、取り下げております。全項目削除で問題ないと思っております。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としても、（７）（８）（９）については、削除ということで問題ないと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

ここで、政治倫理について、第４条までは終了となります。

今後、また違う項目もありますので、このまま進めるのではなく、この政治倫理の見直しについての議論はここまでといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、本日の和光市議会議員政治倫理条例見直し修正案についてはここまでといたします。

休憩します。（午後 ２時４５分 休憩）

再開します。（午後 ２時５５分 再開）

次に、議会改革新項目４番、一般質問についてです。

一問一答方式と現行方式の選択制について御意見をいただきたいと思います。なお、選択制を導入した場合、執行部は登壇して発言するのか、自席からとするのかも含めて御意見を願います。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 選択制に賛成でございまして、あと執行部に関しても、自席からの発言で効率性を高めて運営していくのが望ましいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 当会派も同じ意見です。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 そうすると、従来どおりの方式は、議員は質問席に行って、答弁者は登壇するということですか。それとも、もう完全に両方とも自席、一問一答だけ自席ということの扱いという理解でよろしいのでしょうか。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 その件について、現行は現行どおりにするのか、一問一答だったら自席なのかというそのところをここで協議いただければと思います。

○吉田武司委員長 それでは、まず初めに、一問一答方式とするか、現行方式の選択制については、どちらか選べる方法でということよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、選択制を導入した場合、執行部は登壇して発言するのか、また自席からとするのか。

また現行方式の場合も、執行部は登壇して発言するのか、自席からとするのかというところを御協議いただければと思います。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的に1回目一括の方であったとしても、自席からでいいのではないかと
いうふうに思っています。特段何か理由があって登壇しているということでないのであれば、
自席からの運用でいいと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 私も、従来どおりのやり方を選択した場合でも、同じように執行部は自席で
問題ないのかなと思います。

○吉田武司委員長 質問者は従来どおりこれまでと一緒に、両方選択しても質問席から質問す
るところで、あと答弁者は、登壇をするか自席であるかということです。

菅原委員。

○菅原満委員 一問一答、従来方式、どちらも答弁者は自席で構わないと考えます。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としても、一問一答方式、現行方式を選んだとしても、執行部の答弁
は、登壇しないで自席からというところがいいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、一般質問については、一問一答方式と現行方式の選択制については、どちらかを
選ぶというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

選択制を導入した場合、現行方式もそうなんですけれども、執行部は登壇しないで自席から
答弁をするということによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように進めます。

休憩します。（午後 3時02分 休憩）

再開します。（午後 3時03分 再開）

今様式について少し変更しなくてはいけないということがありましたので、変更については、
今お配りした資料を基に変更させていただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのように決定しました。

菅原委員。

○菅原満委員 これに関して一つだけ要望で、一問一答方式を選んだ場合、第1問目から答弁
者とやりとりしていきますけれども、最後のほうになって、最終的に通告していたけれども、
質問できなかったとか、質問漏れというようなことがあっても、むしろそれがない、もし通告

して聞くことをきちんと通告しているならば、質問漏れがないように向こう側も準備していると思うので、質問漏れがないように、かつ時間が来たらもうそれで終わりということで、そういう扱いだという理解でよろしいですね。

というのは、国会の事例ですけれども、通告していて、最終的に時間が切れて質問漏れが出る事例というのを、過去に拝見したこともあるので、その辺は質問者のほうも十分時間を踏まえて質問をするという形で行うという理解でよろしいですね。

○吉田武司委員長 これはもう持ち時間の中でやっていただいて、それは質問者によって配分を考えていただいたり、あと質問漏れがあったということは、それはもう質問者の責任だと思うので、さきの議会で1回終わったところをもう一回忘れたから質問しましたという人もいたんですけれども、あれは一問一答とかそういうのになった場合に、また戻るということは、今まであり得ないというのがあったので、そこら辺もちょっと注意していただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この一問一答方式と現行方式と答弁者については、9月定例会から実施したいと思えますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、9月定例会からはこのように実施していきます。

次に、次回の議会運営委員会等の日程を確認します。

今回は7月9日、木曜日、午前9時30分から、特定事件7、議会だよりの編集作成について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、令和8年度議員研修会について、次回の議会報告会についてとなります。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について議長から報告があります。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 市長選出議員に1名の欠員が生じたため、同連合会規約に基づく選挙を実施する旨の通知がございました。今後候補者数が選挙すべき議員数を超えた場合には、9月定例会において選挙を実施することになるので御了承願いたいと思います。選挙の有無は確定次第御報告させていただきます。なお、告示日が6月22日で、候補者届出受付期間が7月13日から7月22日までとなっております。

○吉田武司委員長 ただいま議長から発言がありました件は御承知おきください。

その他委員の皆様から何かございますか。

菅原委員。

○菅原満委員 タブレットのほうなんですけれども、一度不調だったかで入札できなかったということで、現在次の入札に向けて準備されているのかなと思いますが、これの貸与の規定、規則というか、その策定をやはり急いでいくべきではないかなというふうにも考えますので、その辺、今後御協議いただければと思います。

○吉田武司委員長 金井議事課長。

○金井議事課長 それでは、私のほうから、2点御報告させていただきます。

まず、資料でお配りした決算審査に係る審査資料の要求ということで、3名の議員から新たな要求がありましたけれども、松永議員と待鳥議員のものについては調整がつかなかったということで、今回要求とはなりませんでした。

今年新たに追加されたのが17番で、鎌田議員から要求があった市が契約している総額2,000万円以上の賃貸借契約一覧（リースを含む土地建物に係るものを除く）というものを新たに追加して、こちらの資料要求を執行部側に出したいと思うんですけれども、こういう形でよろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 今議事課長から報告がありましたとおり、この要求資料でよろしいですか。
〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようをお願いをいたします。

○金井議事課長 もう一点が、新たに議会事務局として、新座市東北2-30-26、三上ビル6階に弁護士事務所がある沙羅法律事務所、斎藤統弁護士と7月10日付で契約することが決まりました。今、契約を進めているんですけれども、相手方から契約書の書類が今郵送で送られているところですので、これでもう決まりということになります。今後の予定としては、条例改正等の相談を行う予定になっております。

こちらの弁護士ですが、令和5年に1回、議会事務局のほうで依頼したことがあり、資料等を頼んだ実績がある方です。1件につき税込2万2,000円で、顧問料として、回数があればその回数分払っていくという形になります。契約期間は令和8年7月10日から令和9年3月31日までになります。

○吉田武司委員長 小嶋議長。

○小嶋智子議長 1点、先ほどのタブレットの貸与規定についてですが、これはきちんと進めたいと思っています。しっかりそれを決めた上でタブレットの利用開始をしていきたいと思います。皆様方にも御協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう一点、来週から総務と文教と両委員会の行政視察が実施されます。この視察は公費で行われるものでありますので、個人的な勝手な行動などは慎んでいただいて、しっかりと和光市議会として視察を行って帰ってくるということをお願いをしたいと思います。また、これを会派の皆さんで共有をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 今、議事課長から報告2件ありました。また、議長からもお話がありましたけれども、会派で徹底していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 3時12分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司